

第5次地域管理経営計画書

第5次国有林野施業実施計画書

(瀬戸内森林計画区)

(第一次変更計画書)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成29年4月 1日} \\ \text{至 平成34年3月31日} \end{array} \right]$

(変更年月 平成30年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画書〕

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	2
(1) 保護林の名称及び区域	2

第5次地域管理経営計画書（瀬戸内森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成30年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

保護林制度の見直しを受け、保護林の名称を変更します。

【変更する内容】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

(単位：ha)

区 分	箇所数	面 積
希少個体群保護林	2	10
総 数	2	10

注1：四捨五入により内訳と総数が合わないことがある。

注2：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、(1) 森林生態系保護地域、(2) 生物群集保護林、(3) 希少個体群保護林の3区分となったため、再編を行った。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の成育・生息に必要な森林を保護・管理

第5次国有林野施業実施計画（瀬戸内森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成30年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により生物群集保護林及び希少個体群保護林を新設するとともに、既設の保護林の廃止及び新設する保護林への移行を行います。

【変更する内容】

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の2の(3)のア）

（単位：ha）

区 分	名 称	既設 ・ 新設	面 積	位置（国有林・林小班）	特徴等
希少個体群 保護林	野路山ヨコ グラノキ・ コバノチョ ウセンエノ キ希少個体 群保護林	既設	5.69	野路山 545そ1、そ2	流紋岩地に分布する植物学上貴重な樹種であるヨコグラノキ等の保護
	鷹ノ巣山ブ ナ・モミ希 少個体群保 護林	〃	4.04	鷹ノ巣山 502る、503い	広島県中央部に飛び地的に生育しているブナ林の保護

注1：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、(1) 森林生態系保護地域、(2) 生物群集保護林、(3) 希少個体群保護林の3区分となったため、再編を行った。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の成育・生息に必要な森林を保護・管理